

藤枝市文化芸術に関する大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市民の文化芸術意識の高揚及び文化芸術の振興を図るため、文化芸術に関する全国大会等に出場する個人又は団体に対して交付する奨励金について必要な事項を定める。

(交付対象大会)

第2条 奨励金の交付対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) 県予選を経て、又は各文化団体等の推薦により県の代表として出場する全国大会等で、次に掲げる大会等
 - ア 全国高等学校総合文化祭
 - イ 国が主催又は共催する大会
- (2) その他市長が特に適当と認める大会等

(対象)

第3条 奨励金の交付を受けることができるものは、当該大会等の開催要項に基づき出場した個人又は団体で、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内にある学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に所属する団体又は市内に活動の本拠を有する団体
- (3) その他特に市長が必要と認めた個人又は団体

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとして予算の範囲内で交付する。

対象	奨励金額
個人	5,000円
団体	当該大会等の開催要項に基づき登録した出場者（創作者）数に5,000円を乗じて得た額。ただし、50,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、大会等に出場する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 予選会の要項及び結果を証する書類又は全国大会への推薦書
- (2) 全国大会の要項及び出場を証する書類

(交付決定)

第6条 市長は、奨励金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、奨励金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(結果報告)

第7条 奨励金の交付決定を受けた申請者は、大会終了後30日以内に結果報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、結果報告書の受理後奨励金を交付する。ただし、市長が特に認めた場合には、大会出場前に交付することができる。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けたものが、大会に出場しなかった場合は、奨励金交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。